

出雲市ヤングケアラー相談窓口 を開設しました

出雲市では、ヤングケアラー※の心身の負担軽減を図るため、7月3日、「出雲市ヤングケアラー相談窓口」を設置しました。相談内容に応じた情報提供や関係機関との調整、サポートを行います。

※ヤングケアラーとは、本来、大人が担うべき家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものことです。

例えばこんな子どもたちです



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のある家族の世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気がかりをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

※イラストはこども家庭庁のホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>) より抜粋

- ◆家族のケアで忙しく、学校生活に支障が出ている
- ◆あたりまえだと思っていたけど、心や体がつらい
- ◆「ヤングケアラーかな？」と気になる子どもがいるけど、相談先が分からない

このような時は、ひとりで悩まず、ご相談ください。

おたすね／子ども政策課 子ども家庭相談室 ☎21-6604 FAX 21-6413
メール soudan@city.izumo.shimane.jp

「子ども医療費助成制度」の助成対象を拡大します

～令和5年10月診療分から中学生の通院医療費が助成対象になります～

助成を受けるためには、子ども医療費受給資格証の交付申請が必要です。ので、手続きをしてください。

※現在の制度による医療費受給資格証をお持ちの方は、市から助成対象拡大後の受給資格証をお送りしますので、手続きは不要です。

◆制度内容

令和5年9月診療分まで

区分	自己負担額	
	入院	入院外(通院・薬局等)
中学生	1割負担 (限度額2,000円/月)	3割負担 (助成なし)
小学生	1割負担 (限度額2,000円/月)	1割負担 (限度額1,000円/月) ※薬局等は無料

令和5年10月診療分から

区分	自己負担額	
	入院	入院外(通院・薬局等)
中学生	1割負担 (限度額2,000円/月)	1割負担 (限度額1,000円/月) ※薬局等は無料
小学生 (変更なし)	1割負担 (限度額2,000円/月)	1割負担 (限度額1,000円/月) ※薬局等は無料

※1 限度額とは、1か月、1医療機関(医科、歯科別)あたりの自己負担額の上限

※2 薬局等とは、薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう・あんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所、訪問看護ステーション

◆申請方法

しまね電子申請サービスによる電子申請、市役所窓口、郵送
申請が必要なご家庭へ案内文書をお送りしますので、そちらに沿って申請を行ってください。

【手続に必要なもの】 中学生のお子さまの健康保険証

上記の申請受付期間は窓口が大変混雑しますので、「しまね電子申請サービス」による電子申請での手続をおすすめします。

◆申請受付期間 8月1日(火)～8月31日(木)

◆申請窓口 ・市役所本庁 子ども政策課
・各行政センター 市民サービス課



電子申請など手続方法について詳しくは、市のホームページをご確認ください。

おたすね／子ども政策課 ☎21-6963 FAX21-6413 メール kodomo@city.izumo.shimane.jp

わくわく島根生活実現支援事業 ～東京圏からの移住者向け移住支援金～

東京23区(5年以上在住者または5年以上通勤者)から出雲市へ移住し、移住支援金の対象法人として登録された中小企業等に就業した方に、移住支援金(世帯:100万円、単身:60万円)を支給します。

※18歳未満の世帯員と移住する場合は、18歳未満の子1人につき100万円を加算します。

「くらしまねっと」に事業の対象として掲載された求人に応募して

就職決定

+

東京圏から

出雲市に移住

⇒
申請

移住支援金を支給

【注1】公益財団法人ふるさと島根定住財団の移住支援情報ポータルサイト

【注2】東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（東京圏のうち、条件不利地域は対象外。条件不利地域の詳細は、下記へおたずねください。）

1. 就業に関する要件 「くらしまねっと」に掲載された移住支援金の対象求人に新規に就業された方
2. 移住に関する要件 (1)・(2)の両方に該当する方

(1) 移住元の要件 (次の要件の全てに該当すること)

- ①出雲市へ住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住または東京圏から東京23区内に通勤していたこと。
- ②出雲市へ住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区に在住または東京圏から東京23区内に通勤していたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(2) 移住先の要件 (次の要件の全てに該当すること)

- ①移住支援金の申請時において、出雲市に転入後3か月以上1年以内であること。
- ②出雲市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思があること。

移住支援金の対象要件は、この他にも起業に関する要件があります。まずは、下記までおたずねください。

おたずね／縁結び定住課 ☎21-6629 メール teijyu@city.izumo.shimane.jp

『日本の心のふるさと出雲』応援寄附のPRにご協力をお願いします!

令和4年度

約32,400名

の皆さまから、

10億4,700万円

を超えるご寄附をいただきました。

出雲の魅力発信にもつながる「日本の心のふるさと出雲」応援寄附について、市外にお住まいの皆さんにご紹介いただきますようご協力をお願いします。

ご寄附をいただいた市外在住の皆さんに、魅力ある出雲の返礼品をお届けします。(出雲市在住の人が寄附をされても返礼品を送ることはできません。)返礼品は約640品の中からお選びいただけます。

ふるさと寄附の申込について、詳しくは、市ふるさと納税特設サイトをご覧ください。



THANKS

寄附金は、さまざまな事業で活用させていただきます。令和4年度は皆さまからのご寄附を活用し、下記事業などを実施しました。(一部抜粋)

人材確保対策 推進事業

市内企業の人材確保と定住促進のため、就職支援を行いました。



出雲シティセールス事業 (プロスポーツ化支援)

女子プロサッカーリーグ「WEリーグ」参入をめざすディオッサ出雲FCの支援を行いました。



おたずね／縁結び定住課 ☎21-6274 メール izumo-brand@city.izumo.shimane.jp